

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十三年度第二回理容師試験及び美容師試験の実施
- ◇公告 昭和三十三年度鳥取県期限付職員措置試験の実施

告示

鳥取県告示第四百七十三号

理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第五條第一項及び第二項並びに美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)第二條第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十三年十一月六日午前八時三十分
場所 鳥取市上町鳥取県理容美容専門学校 第一試験場

米子市加茂町米子商工会議所 第二試験場

(2) 実地試験

日時 昭和三十三年十一月十三日午前八時三十分
場所 鳥取市上町鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七條に規定する者で、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第二條第一項又は美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第四條第二項の規定に基く厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設で理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号)第九條又は美容師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十三号)第八條に定める期間以上理容師又

は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後、一年以上の実地習練を経た者。

三 受験手続

- (1) 受験願書(別記様式)に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ、次の書類を添え、昭和三十三年十月二十七日(月曜日)までにも、寄の保健所に提出すること。
- (2) 履歴書
- (3) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書
- (4) 実地習練終了書の写又は終了証明書
- (5) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (6) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (7) 写真(出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所、氏名及び生年月日を記入した名刺型脱帽上半身のもの二枚)
- (8) 健康診断書
- (9) 実地試験のみの受験者は、知事の発行せる学科試験

四 受験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験について行う。
 - (2) 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
- 五 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験
 - (a) 受験通知書、筆記具及び上げき
 - (2) 実地試験
 - (a) 美容師試験を受ける者
 - (i) 受験通知書並びに白衣、調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品その他必要器具及び材料等
 - (ii) 美容師試験を受ける者
 - (i) 受験通知書及び白衣、コールドパーマネントウェーブ、電気パーマ施術上必要な器具(パーマネントミンシ、ドライヤー・コンロは除く。)及び材料、化粧品、応急薬品その他必要器具及び材料等

実地用モデルを同伴すること。

ただし、美容のモデルは年令十八才から三十才までの者とする。

六 実地習練については、養成施設を卒業した後、実地習練開始届を所轄の保健所に提出後学科試験の前日まで一年以上の期間を経過し、その間四十週以上の実地をしていなければならない。

八 その他

- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、配達不能にならないため受験願書に住所及び氏名を明記すること。
- (2) 試験について、不明の点がある場合は、寄の保健所に照合すること。
- (3) 学科試験を第二試験場で受験する者は、米子保健所及び根雨保健所管内の受験者に限る。

別記様式

美容師 試験 受験 願書

(実地試験のみの受験者は「実地」と朱書すること。)

本籍地 現住所(誰々方まで記入すること)

氏(ふりがな) 年 月 日生

一 受験種別

右のとおり美容師(美容師)試験を受けたいので別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十三年 月 日 右氏 名 鳥取県知事 遠 藤 茂 殿

公 告

昭和三十三年度鳥取県期限付職員措置試験につき次のように公告する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

一般事務職、土木職、建築職、林業職、畜産職、農業土木職、衛生職、農業職、保母の職、教母の職、電気職、保健婦の職、栄養士の職、水産職

この受験資格を有しておれば、現に従事している職の試験のみを受験することができますが、他の職の試験を受験することはできません。

なお次の職に現に従事している職員は選考で措置されますからこの試験は受験することはできません。

調理士の職、汽かんの職、水夫の職、職業指導員の職、運転手の職、業手の職、道路手の職、小使の職、清掃夫の職、炊事夫の職、寮母の職、線路手の職、堰堤手の職、水路手の職、木炭検査員の職、その他試験の対象となる職以外の職

二 受験資格

現に本県の期限付職員として勤務している者に限りません。

三 試験の方法

1 第一次試験

(一) 教養試験 試験の対象となる職の全部に対し主事補、技師補又はこれに相当すると認められる職に必要な教養について筆記により行います。

(二) 専門試験 土木職、建築職、林業職、畜産職及び農業土木職について行います。

なお試験は次の科目により行います。

職種	科目	目
土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防その他土木技術補助職に必要な科目	
建築	建築法規、計画、構造、施工その他建築技術補助職に必要な科目	
林業	造林、森林利用、林政一般(林業常識)その他林業技術補助職に必要な科目	
畜産	畜産汎論その他畜産技術補助職に必要な科目	
農業土木	測量、農業水利、農地灌漑、数学、土壌、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法その他農業土木術補助職に必要な科目	

(三) 勤務評定 平素の勤務成績について行います。

(四) 経歴評定 職務に関連ある経歴について行います。

2 第二次試験

主として人物、適性等について面接により口頭試験を行います。

四 試験の日時、場所及び発表

日	時	場	所	発	表
昭和三十三年十月十九日(日)午前九時から		鳥取市東町鳥取西高等学校第二校舎		昭和三十三年十月二十三日(日)人事委員会前に掲示するほか合格者に通知します。	
		米子市博労町四丁目米子工業高等学校		昭和三十三年十月二十三日(日)人事委員会前に掲示するほか合格者に通知します。	
昭和三十三年十月二十七日(日)の予定		鳥取市で行う予定ですが、本人に通知します。		発表の日時は、第二次試験の際お知らせします。	

五 定数内職員への任用の方法

合格者は、人事委員会の作成する措置試験合格者名簿に登載された上各任命権者に通知され、任命権者が必要に応じて定数内職員に任用します。

六 受験手続

1 申込用紙の請求

申込用紙は人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「措置試験申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。

2 申込

(一) 申込用紙に必要な事項を記入し、(県の経歴は詳細に記入のこと)所属長(課所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。

(二) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十三年十月八日(水)から昭和三十三年十月十三日(月)午後五時十五分まで、郵送の場合は、十月十三日(月)午後五時十五分までの着信

